

公的研究費の不正防止

■ 公的研究費の不正行為とは？

- 公的研究費の不正な申請・受給
- 虚偽申告等による公的研究費の申請・受給

■ 公的研究費の不正な使用

- 実態を伴わない旅費・謝金・給与の請求
- 物品の架空納品や業者への預け金
- 公的研究費の目的外使用
- 意図的な期ずれ(3月納品を翌年度納品として改ざん等)
- 他、配分機関や本学の規程等に違反すること等

■ 研究費執行上の留意点

- 物品・役務の検収、旅費・人件費・謝金の事実確認を徹底すること
- 外部資金は個々のマニュアルに従うこと
- 適切な執行計画の下での研究を実施すること
- 年度末・研究期間終了間近での経費執行に注意(予算消化ではないかと疑義を持たれることがあります。)

- 不明な場合は担当部署へ問合せをしてください。

申請・報告(外部資金).....	研究推進課	研究推進係
申請・報告(校費).....	財務課	財務係
物品・役務の購入・検収.....	経理調達課	
	契約第一係	
	契約第二係	
	納品検収室	
旅費.....	経理調達課	経理係
図書.....	学術情報課	情報企画係
雇用.....	人事労務課	人事企画係
謝金.....	人事労務課	人事給与係

〈参考〉研究機関における不正使用事案(文部科学省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm



不正防止のために

■ 納品検収を徹底すること。

- 経理調達課納品検収室を経ないで納品する業者には、納品検収室で検収を受けるよう要請すること
- 宅配便が夜間、緊急時等に研究室に届いた場合は、速やかに専攻等事務室へ持込み、検収を受けること
- 宅配便の受け取りはできるだけ専攻等事務室が行うこと(配送宛名をできるだけ専攻等事務室にすること)
- 物品の使用は検収を受けてから
- 納品時には納品書と現物の突き合わせを必ず行うこと

■ 旅費の事実確認を徹底すること。

- 出張報告書は1週間以内に提出すること
- 研究打合せ等の用務の場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記載すること
- 学会出席等の用務である場合には、出張申請書に大会要旨等、当日配付される資料の一部を添付すること
- 航空機を利用した場合は、領収書及び航空券の半券等を出張報告書に添付すること

■ 謝金の事実確認を徹底すること。

- 研究者が都度勤務確認を行うこと(出張等で不在の場合は他の教職員へ委任)
- 報告書は従事者本人(学生等)が作成し、研究者(確認者)が確認のうえ、人事労務課人事給与係に持参すること

本学における公的研究費の不正防止等のための対応について

本学では、以下のとおり公的研究費の不正防止等の対応を定めていますので、必ずご確認ください。

公的研究費の不正防止等のための対応

本学ホームページ

https://www.uec.ac.jp/about/activity/injustice_stop/



不正を発見した時には

告発受付窓口(原則として顕名によるもののみ受け付けます。)

〈学内窓口〉

内部監査室(本館3階)
住所:〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1
電話番号:042-443-5011 ファックス番号:042-443-5010
メールアドレス:notice-info@office.uec.ac.jp
受付:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9時00分～17時00分

〈学外窓口〉

晴海協和法律事務所 横井 弘明 弁護士
住所:〒104-0045 東京都中央区築地1-13-13 北水ビル第三4階
電話番号:03-3524-4800 ファックス番号:03-3524-4801
メールアドレス:yokoi-law@par.odn.ne.jp
(※件名は「電気通信大学 公益通報」と記入してください。)
受付:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)10時00分～17時00分

不正が発覚すると……

公的研究費の不正行為を行うとペナルティや罰則を受けるとともに社会的信用も失うこととなります。

- 長期に渡る応募資格停止(科研費では1～10年)
- 直接経費・間接経費の配分機関への返還
- 5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金(補助金適正化法)
- 懲戒解雇、減給、戒告等の処分
- 個人氏名を含む調査結果の公表

あなた自身を まもるために

研究不正、研究費の不正使用の
防止に適切に対応することで
安心して研究活動に取り組むことが
できます。

研究活動における 不正行為とは？

特定不正行為

【捏造(ねつぞう)】

存在しないデータ、研究成果等を作成する行為

例) 理論曲線に合うようなデータを作り、適当にばらつかせてあたかも実際に得られたかのように装って発表し、実験ノートにもそれらしい記述を加えた。

【改ざん(かいざん)】

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為

例) 実験を行っても思わしいデータが得られないので、条件の異なる実験結果を切り貼りしそれらしいデータにしてグラフを作成した。

【盗用(とうよう)】

他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為

例) セミナーレポートにあった学生の分析や図が優れていたため、指導教員が学生の了解を得ないまま論文に使用して公表した。

このような行為は、
実行しても、見逃しても、
強要してもいけません。

〈参考〉研究活動において不正行為が認定された事案(文部科学省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm



その他の不正とみなされる行為等

【不適切なオーサーシップ】

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為

【二重投稿又は二重出版】

同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為

文部科学省の「研究活動における不正行為のガイドライン」が改正されました。(2015.4.1～適用)

▼
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf



〈改正ポイント〉

- 競争的資金のみならず、(運営費交付金等の基盤的経費含む)すべての研究活動の不正行為が対象となりました。
- 研究者・共同研究者・学生は、定期的に研究倫理教育を受ける必要があります。
- 代表研究者は、研究活動の全容を把握し研究成果を適切に確認する必要があります。
- 大学としての管理責任が強く問われ不正防止体制に不備があると間接経費削減等の罰則が適用されます。

日本学術振興会から「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—(テキスト版)」が発表されています。

▼
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>



研究不正防止のために

1 研究倫理教育

研究倫理教育 APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)を導入し、研究者及び学生等の受講を義務化しています。 ※受講の有効期間は3年間です。

2 剽窃検知・独自性検証ツール iThenticateの導入

不正行為の未然防止策のひとつとして、学位論文等の審査に当たり、同ツールの組織的活用を決定しました。

3 誓約書

諸規程の遵守、研究費の不正使用・研究活動における不正行為を行わないこと、研究データの保存開示等研究者の行うべき内容の誓約書を提出していただきます。

4 研究記録等の保管

研究結果は、他の研究者による厳しい評価等を受けることにより認められます。他の研究者が再実験・評価等を行うために必要な実験データ・研究ノート等を作成して研究の記録を一定期間残しておくことが必要です。
● 実験・観察記録ノート、実験データなどの研究資料 10年
● 試料、標本などの有体物 5年

5 引用のマナー

新しい発見は、先行する研究成果のうえに成り立っています。引用する際には敬意を払い出典等を明記するようにしましょう。

電気通信大学で
研究活動を行うすべての人に

不正行為対策 ガイドライン

Guideline

電気通信大学

Research Ethics

7 8 9
H S IJ Sch
/9・D/IJ/O/Sch/W 5/10・E/K/
Apr/Sep